

令和2年4月21日

在学生の皆様

副学長（教育・研究）

西川 祐司

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止のための  
北海道における緊急事態措置への対応について

昨日、北海道において緊急事態措置の改訂がなされ、道内の大学に対し休業要請がなされましたが、本学としては遠隔授業により時間割どおり授業を実施しますのでご安心ください。

文部科学省では、緊急事態宣言が出された場合の大学としての措置として、遠隔授業等を活用して授業を継続させることをあげており、本学の対応は適切なものです。

第1学年の皆様には、明日まで順次配付する資料に基づき遠隔授業を受ける準備を進めてください。

第2学年以上の在学生には manaba により配信されます授業により勉強を進めてください。

なお、医学科第5学年、第6学年の臨床実習については、改めてお知らせします。

また、皆様には、北海道で緊急事態措置の改訂がなされ、多くの施設に休業要請がなされた意味をもう一度お考え下さい。

北海道では、道内に在住する人たちに5月6日（水）までの期間、以下のようなことを要請しています。

- ・食料・医薬品・生活必需品の買出しなど生活の維持に必要な場合を除いた外出の自粛
- ・札幌市と他の地域との不要不急の往來の自粛
- ・3つの密（密閉・密集・密接）の回避の徹底。特に繁華街の接待を伴う飲食店等への外出の自粛
- ・不要不急の帰省や旅行など他都府県への往來自粛。大型連休期間の往來自粛は特に強く要請
- ・「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請

皆様には、これまで本学から要請した内容も含め、将来医療従事者となる者としてなにをなすべきか、なさぬべきかなのかを考え、適切に行動してください。